

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十四号

### 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和三十三年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項第二号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同条第三項中「取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改める。

第二条の二第二項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第八条第一項第一号及び第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十一条から第十五条までを削る。

第十六条第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第十四号」を「別記様式第四号」に改め、同条第四項中「別記様式第十五号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第十一条とする。

第十七条中「のうち第十一条の規定による受験申込書にあつては住所地在、その他の書類にあつては」を「は、」に改め、同条を第十二条とする。

第十八条を削る。

別記様式第一号中「~~宅地建物取引士証~~」を「~~宅地建物取引士~~」に改める。

別記様式第二号から別記様式第十一号までを削る。

別記様式第十二号中「~~第16号~~」を「~~第11号~~」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第十三号中「~~第16号~~」を「~~第11号~~」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第十四号中「~~第16号~~」を「~~第11号~~」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第十五号中「~~第16号~~」を「~~第11号~~」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。